## 島根県地球温暖化防止活動推進員とは

島根県地球温暖化防止活動推進員(以下、推進員という。)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、温対法という。)第37条の規定に基づき、島根県知事が委嘱をした方です。推進員は、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践するとともに、地域における温暖化対策を推進するリーダーとして、県、市町村、島根県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)などと連携し、地球温暖化防止の重要性を県民に伝え、地球温暖化防止につながるきめ細やかな対策の普及・啓発につとめることで、県民の中に地球温暖化防止の意識や取り組みを浸透させる役割を担います。

(地球温暖化防止活動推進員の活動例)

- (1)地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。
- (2) 県民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- (3)地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- (4)温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は関係 機関が行う施策に必要な協力をすること。



